

# 忠岡町建設工事等請負業者指名基準

## (趣旨)

第1条 この基準は、忠岡町が発注する建設工事並びに調査、測量及び建設コンサルタント業務（以下「建設工事等」という。）の入札に参加しようとする建設業者の資格を審査し、一般競争入札、指名競争入札及び随意契約に係る見積合わせを執行する場合の建設業者等の指名に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (資格審査の対象者)

第2条 建設業者の資格審査は、前条の規定する建設業者で、町長の定める期間内に一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出したのについて行うものとする。

## (町内業者等について)

第3条 町内業者とは、忠岡町内に本社を置き、かつ、そこを営業の拠点としている者とし、準町内業者とは、常時請負契約を締結する事務所として、忠岡町内に従たる営業所を有する者とし、その他の業者についてはすべて町外業者とする。

## (資格審査)

第4条 町長は、第2条の規定により申請書を提出した建設業者のうち、次の各号のいずれかに該当するものについては、入札に参加する資格を与えないものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号の規定に該当する事実があった後2年を経過していないもの。
- (2) その他町長が不適格者と認めるもの。

## (有資格建設業者の格付)

第5条 町長は、前条の各号に該当する建設業者を除き、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項の審査結果の総合数値（入札参加資格審査申請書の提出期間の最終日時点において有効なものに限る。）に基づき土木一式工事及び建築一式工事に関し、格付できるものとする。ただし、町内業者については、当該総合評定値に100点を加算したものを等級評点とする。

- 2 建設業者の等級別区分で、前項の総合数値に基づき別表1の等級がA等級に参加する建設業者は、特定建設業の許可を有することを要件とする。
- 3 格付基準日は、入札参加資格審査申請書の提出期間の最終日とする。

## (格付の有効期間)

第6条 格付は、隔年にこれを行い、その有効期間は格付を決定した日の翌日から2年後において改定される日までとする。

## (期間後に提出された申請書の取扱い)

第7条 町長の定めた期間後に提出された申請書は、これを受理しないものとする。ただし、町長が期間内に提出できなかったことについてやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

## (格付の変更)

第8条 町長は、特に格付の調製の必要を認めた場合については、格付の変更を行うこ

とができる。

- 2 町長は、請負契約を履行しない建設業者、経営状況が著しく悪い建設業者、または申請書に虚偽の事項を記載した建設業者に対しては失格または降級することができる。

(発注の基準)

第9条 建設業者の等級別の発注基準は、別表1によるものとする。

(建設業者の指名基準)

第10条 対象工事において指名競争入札に参加させる者（以下「指名業者」という。）は、別表1の等級別区分により第3条に規定する町内業者及び準町内業者（以下「町内業者等」という。）の中から優先し、対象工事ごとに必要な建設業許可を有する業者を選定するものとする。

- 2 次に掲げる場合においては、前項の規定を適用しないことができる。

- (1) 特殊な技術・機材を要する建設工事
- (2) 緊急性のある建設工事（応急復旧工事を含む。）
- (3) 設計金額が130万円未満の随意契約に係る工事
- (4) 既発注工事と特に関連のある工事

- 3 制限付一般競争入札の資格要件は、別表1の区分の等級別格付に従い定めるものとする。また、設計金額が1億円未満であれば、町内業者等を資格要件として定めることができる。

- 4 町内業者等については、その格付けされた等級の上位又は下位1等級の入札に参加させることができる。

- 5 前項の規定にかかわらず、別表1のA等級に格付された町内業者等については、C等級の入札に参加させることができる。

(指名競争入札参加社の数)

第11条 工事請負契約締結に際し、指名競争入札を執行するときの当該入札に参加させる業者の数は、別表1のとおりとする。ただし、契約の性質、目的またはその他の事情によりこれによりがたい場合は、この限りでない。

(建設業者の指名に関する留意事項)

第12条 建設業者に指名にあたっては、次に掲げる事項について留意するものとする。

- (1) 施行能力の現状
- (2) 不誠実な行為の有無
- (3) 工事施工成績
- (4) 経営及び信用の状況
- (5) 既発注工事の受注及び進捗状況
- (6) 他官公庁の種類別工事实績
- (7) 当該工事に関する地理的条件

(施行細則)

第13条 この基準に定めのない事項については、町長が別に定める。

(附 則)

この基準は、平成11年4月1日から適用する。

(附 則)

この基準は、平成16年4月1日から適用する。

(附 則)

この基準は、平成17年4月1日から適用する。

(附 則)

この基準は、平成18年4月1日から適用する。

(附 則)

この基準は、平成20年4月1日から適用する。

(附 則)

この基準は、平成22年4月1日から適用する。

(附 則)

この基準は、令和4年4月1日から適用する。

(附 則)

この基準は、令和5年6月1日から適用する。

(附 則)

この基準は、令和6年6月1日から適用する。

(別表1)

種類	等級	総合数値	発注基準額	指名業者数
土木一式工事	A	1,100以上	1億円以上	8社以上
	B	800~1,099	4,000万円以上1億円未満	6社以上
	C	799以下	4,000万円未満	5社以上

種類	等級	総合数値	発注基準額	指名業者数
建築一式工事	A	1,100以上	1億円以上	8社以上
	B	800~1,099	8,000万円以上1億円未満	6社以上
	C	799以下	8,000万円未満	5社以上

種類	/	発注基準額	指名業者数
その他の工事		1億円以上	6社以上
		4,000万円以上1億円未満	5社以上
		4,000万円未満	3社以上

種類	/	発注基準額	指名業者数
業務委託		2,000万円以上	6社以上
		1,000万円以上2,000万円未満	5社以上
		500万円以上1,000万円未満	4社以上
	500万円未満	3社以上	